

平成30年 第1回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成30年1月22日 開会

平成30年1月22日 閉会

大 樹 町 議 会

平成30年第1回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年1月22日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2号 大樹町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4号 大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5号 平成29年度大樹町一般会計補正予算（第7号）について
- 第10 議案第 6号 平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第 7号 平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 8号 平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第 9号 平成29年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 10番 福岡孝道 | 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

| | |
|-------|------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 布目幹雄 |
| 総務課長 | 松木義行 |
| 総務課参事 | 大林一博 |

| | |
|----------------------------|--------|
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 黒川 豊 |
| 住民課長 | 林 英也 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 村田 修 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 鈴木 敏明 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 瀬尾 裕信 |
| 会計管理者兼出納課長 | 高橋 教一 |
| 町立病院事務長 | 伊勢 巖則 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 瀬尾 さとみ |

<教育委員会>

| | |
|-------------------|--------|
| 教 育 長 | 板谷 裕康 |
| 学校教育課長兼学校給食センター所長 | 角 倉 和博 |
| 社会教育課長兼図書館長 | 井 上 博樹 |

<農業委員会>

| | |
|-----------|--------|
| 農業委員会会長 | 鈴木 正喜 |
| 農業委員会事務局長 | 水 津 孝一 |

<監査委員>

| | |
|--------|--------|
| 代表監査委員 | 澤 尾 廣美 |
|--------|--------|

○本会議の書記は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 小 森 力 |
| 主 査 | 真 鍋 智光 |

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成30年第1回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 高橋英昭君

8番 安田清之君

9番 志民和義君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長安田清之君。

○安田議会運営委員長

議会運営委員会報告をいたします。

本日9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしました。ご報告申し上げます。

本臨時会の提出案件は、条例の一部改正4件、補正予算5件であります。

よって会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間といたしました。

以上、委員会での協議報告を申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われるようよろしく願いをいたします。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成29年12月5日開会の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1点目の公共施設の火災についてであります。先週の月曜日、1月16日の未明、晩成温泉の旧管理人住宅、現在は管理人室として利用している部分から出火し、当該部分が全焼をいたしました。住民や利用者の皆様には、大変なご心配とご迷惑をおかけしたことに、この場で深くお詫びを申し上げます。今後は、公共施設等の適正管理に一層努めてまいりたいと思っております。

なお、晩成温泉につきましては応急工事を行い、昨日から営業を再開させていただいたところであります。昨日は、293人の方にご来場いただきました。例年の倍近い数の方にご来場いただき、多くのお見舞いの言葉と激励をいただいたことも、この場で感謝を申し上げます。

2点目の勲記の伝達についてですが、大樹消防団員として長年にわたり本町の防災活動にご尽力をいただきました佐藤政弘氏に瑞宝単光章が授与され、12月6日に十勝総合振興局副局長から伝達をされております。この場をかりて、心よりお礼とお祝いを申し上げます。

3点目の町長と語る会の開催についてであります。尾田地域づくり連絡協議会からの申し出により、12月12日に開催をしております。

4点目の航空宇宙関連についてですが、町や十勝の期成会の主催により、広報事業を行っております。

5点目の協定の締結についてであります。大樹、尾田、石坂、生花、帯広の五つの郵便局と、包括的連携協定を締結いたしました。高齢者等の見守りや道路損傷等の情報提供、不法投棄の監視など、集配等で町内を常時巡回している郵便局との連携・強化は、安全・安心

なまちづくりを進める上でも非常に有効であると、期待をしているところであります。

6番目の平成30年度畜産・酪農政策価格についてですが、後ろに別紙をつけさせていただいております。加工原料乳補給金単価については、キロ当たり2円33銭の引き下げとなっておりますが、収入や総乳の経費について、調整金として2円43銭が加算されることから、実質的には0.1円の引き上げとなるものであります。指定食肉のうち牛肉の安定価格、指定肉用子牛保証基準価格についても引き上げとなっております。

7点目の委員の委嘱についてですが、平成30年の行政区長さん、副区長さんについて、記載のとおり報告を受けております。明日23日が最初の定例区長会議となっており、委嘱状を交付させていただきます。

大樹町地域安全推進協議会委員につきまして、委員2名が交代となっております。

次のページの人権擁護委員についてですが、昨年9月第3回定例会で議会のご同意をいただいておりますが、その折に参考として任期は、平成29年10月1日から平成32年9月30日までと申し上げましたが、法務省の運用の改正により、人権擁護委員の委嘱日が1月1日から7月1日とされたため、本年1月1日から平成32年12月31日までの3年間を任期として、法務大臣より委嘱をされておりますので、重ねてご報告を申し上げます。

8点目の契約の締結についてですが、指名競争入札により工事請負契約を4件、物品購入契約を1件、物品の売払契約を1件、記載のとおり締結しております。また、河川増水等による立木の処理を進めるため、前浜の沈下立木撤去について、大樹漁業協同組合と随意契約により業務委託契約を締結しております。

9点目のその他、来町者及び会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を行います。

1の優秀選手派遣について報告いたします。

初めに、第48回北海道中学校スケート・アイスホッケー大会が、1月6日から8日まで帯広市において開催され、スピードスケート競技に、大樹中学校1年の折笠健信君と2年生の堀川桃香さんを優秀選手として派遣しております。結果については、折笠健信君が男子500メートルでは予選敗退でしたが、1,000メートルにおいて21位に入りました。堀川桃香さんは、女子1,500メートルと3,000メートルに出場し、いずれも大会新記録で第1位となり、優秀な成績を上げております。

両選手とも2月3日から長野県で開催されます全国中学校スケート大会に、北海道の代表選手の一員として出場する予定となっております。

次に、第50回北海道中学校スキー大会アルペン競技が、1月12日から14日まで小樽市において開催され、男子大回転及び回転競技に、大樹中学校1年の杉山健斗君を優秀選手

として派遣しております。結果については、両種目とも残念ながら予選敗退でありました。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

公共施設の火災についてお聞きしたいのですけれども、昨日から早期オープンされたということで、原課、指定管理者、町長のスピード感を持って対応していただいたところに、まずは感謝をいたします。それで状況を聞きたいのですけれども、今回は管理棟の内部の全焼でしたが、温泉施設には影響はなかったのか。

2点目ですけれども、そこに指定管理者の従業員2名がいて、清掃中、逃げて無事だったのですけれども、その後、体調不良を訴えていないのか。

3点目ですけれども、今回の火災で多分公共施設ですから、それぞれの火災保険には加入しているのですけれども、火災保険には加入しているということの解釈でいいのか、理解してよろしいのか。

4点目ですが、一番気になるのが火災の原因ですけれども、警察が入りまして鑑識されたのですけれども、多分、オープンされたということは、ある程度の鑑識の結果が出たのか、それともあるいは調査中の中でのオープンなのか。

それについて4点お伺いします。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ただいまのご質問に説明をさせていただきます。

火災は、先ほど町長からの行政報告にもありましたが、1月16日の未明、1時45分ごろと聞いておりますけれども、晩成温泉の管理人の部屋、管理棟から出火をし、火災警報器が鳴り、当時、清掃作業に当たっていた者が管理人室のほうに向かいまして、そこに寝ていたもう1人の従業員を救出したところであります。消防に通報し、それから消火活動に当たったということでございまして、火災自体は主には管理人室を全焼しましたけれども、事務所、ロビーのある管理棟のほうには大きな延焼はなく、軒天に少し焼いたところと壁にこげを生じた、あるいは防火扉が真っ黒に焦げておりましたけれども、大きな火災・延焼には至らなかったということでございます。

ただ、内部には煙が充満し、灰が降灰し、いろいろな影響が出ているということでございます。まず、1点目でございます。

それから、指定管理者の従業員2名でございますけれども、1名は正式な従業員ではなく、たまたま手伝いに来ていたという方でございますけれども、体調には問題なく、一度救急車

で病院には行って念のため検査をしましたが、大丈夫ということで、従業員につきましては仕事に復帰しているということでございます。

保険につきましては、町の公共施設全て加入してございますけれども、その同じルールで町側で加盟をしております、これは建物災害共済というものに加盟してございまして、共済加入率は50%のものに加入しているということで、現在、保険手続を進めているところということでございます。

原因につきましては、16日に火災が発生し、消火が大体4時から4時半ぐらいに終わったのですが、その後9時半から、広尾警察署、それから大樹消防署が入りまして、現場検証がございました。大樹消防署からは特に説明はなかったのですが、広尾警察署刑事生活安全課刑事係長警部補さんから、委託会社であります指定管理者であります田中社長、それから私に説明がございました。

管理人室の居間の部分、東側の部分でストーブが置いてあった、FFストーブが置いてあったところでございますけれども、その燃え方が激しかった。早いうちに床が抜けて、床の下、縁の下から燃えている。ですから、床の柱の下側のほうが燃えているというような状況で、そこから火が起きた可能性が高い。

聴取によりますと、ストーブが古いストーブだったということで、調子の悪い部分はあったと。また、ストーブの前にバスタオルを乾かしていたことが聞いた話でわかっているけれども、それが原因かどうかというのは、はっきりしないということでございます。

また、刑事さんによりますと、ストーブの前、FFストーブの前にタオルを乾かして、火が移るということは通常はないということなのだそうです。ただ、いろいろな条件が重なると発火することもあるというようなことで、原因は特定できないという結論でございました。

ストーブにつきましては、私どもの備品台帳で調べましたところ、平成13年10月に購入したものでございまして、17年ほど経過しているということでは、ちょっと古かったというところでもありますけれども、警察によりますと、訴訟なんかになるとメーカーに問い合わせたりするけれども、これだけ焼けているとストーブが原因かどうかというのをはっきりさせるのは、難しいのではないかというようなことでございました。

以上でございます。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町長と語る会の開催やっていただいたということで、尾田地域の方々の中で、町政に対する要望ですとか、町に思っている課題とか主なものがありましたら、お知らせいただきたいと思えます。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

尾田地域で町長と語る会が開催されまして、どのような内容だったかということでございますけれども、一つは、学童保育所の建設時期、建設予算などについて質問がございまして、もう一つは、役場庁舎の更新の関係、あるいは図書館はどうするのだというような質問がございました。航空宇宙の取り組みについても質問がございました。また、デジタルデバイド、いわゆるブロードバンドの整備、前にすると言っていたけれども、進捗状況はどうだという質問がございました。また、町有財産の実際と利活用ということで、尾田地域、学校周辺にあります町有地の活用をもっと図ったらいいのではないかというような意見もございました。

主なものは、以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

先ほど、公共施設の火災についてなのですが、今月中は無料という形で放送も入っておりますけれども、無料にした理由をお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

昨日、11時から再開をさせていただきまして、その中で今月いっぱい無料としたいということで無料としております。その経過でございますけれども、指定管理者であります、ヤスダリネンサプライさんのほうから、発生原因は先ほど言いましたように、どちらかということとは特定できないということではございますけれども、実際、火災起こしてしまったところでの、それで休業することに対しての申しわけないという申し入れがありまして、それは町側も同じではございますけれども、無料で利用者の方々に陳謝の意を表したいという申し入れがございまして、町としては指定管理者の料金設定につきましては、指定管理者が上限以内で設定することは可能でございますので、意を酌み取りまして、その申し入れを受け入れたというところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長

日程第5 議案第1号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第1号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、平成29年度人事院勧告を受けて、去る12月8日に国家公務員の給与法が改正されました。本町職員の給与についても、従前から国の制度に準拠しており、今年度の取り扱いについて職員組合との協議も整ったことから、今回、改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第1号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

平成29年度の人事院勧告を受けまして、国家公務員につきましては12月8日に給与法の一部を改正する法律が可決、成立しているところでございます。大樹町職員の給与につきましては、従前から、人事院勧告を遵守すると申しますか、国の給与制度に倣って改正をしてきているところでございます。12月8日、第4回定例会の最終日でございましたので、その折の追加提案はちょっとかないませんでしたけれども、過去に倣いまして、今回給与条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、表に従ってご説明を申し上げます。

第1条、大樹町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、3条立てになってございますが、第1条では給料表、月額 of 給料を定めた表を改正するものでございます。

これにつきましては、国家公務員の一般行政職の給与表1の1級から6級までを準用するものでございます。改定の内容ですけれども、給与の引き上げ幅につきましては400円から1,000円、0.1%から0.7%の引き上げとなってございます。全体での平均改正率につきましては0.27%ということでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

9ページ、第2条になります。大樹町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正す

る。

9ページの第13条の第2項、定める額を掲げる額に改正するものは、単なる文言の修正でございます。

10ページをお開きください。

上のほうでございますけれども、勤勉手当の支給につきまして、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95、こちらの文言を追加するものでございます。今回、勤勉手当100分の170、1.7カ月分でございますが、これが0.1カ月分、100分の180にするという形になってございます。6月に支給する場合に100分の85と12月に支給する分の100分の95を合わせて、100分の180と総額なるものでございます。

(2)第2号につきましては、再任用職員に対する勤勉手当でございますけれども、こちらにつきましても0.05カ月分、100分の5、引き上げるものでございます。6月に支給する場合には、100分の40、従前のまま、12月に支給する場合には100分の45としたものでございます。

附則の改正の内容でございますけれども、平成27年度から国家公務員に準じまして、給与制度の総合的な見直しというのを行ってございました。この附則の内容につきましては、55歳を超える6級職員、6級の給料をもらっている職員、いわゆる大樹町役場の場合、課長職でございますけれども、こちらにつきましては給料月額並びに期末勤勉手当1.5%の減額をすると、その減額分を若手の給料の引き上げに使うというのが、国の給与制度の総合的な見直しの内容でございましたが、大樹町もそれに準じて行っていました。今回、勤勉手当の12月の支給率を改正しようとするに当たりまして、それに必要な規定をこの附則にうたうものでございます。

続きまして、下段の第3条でございます。こちらにつきましては、後ほど附則でご説明申し上げますけれども、平成30年4月1日以降のものでございます。11ページの中段になりますけれども、11ページの中段につきましては、単なる文言の修正でございます。

続きまして、12ページの上段からまいります。

勤勉手当につきましては6月、12月に、従前から均等に配分をしているところでございます。第2条の改正によりまして、今年度分につきましては12月に上乗せをすると、平成30年度以降につきましては6月と12月、均等に配分するための改正でございます。具体的に申し上げますと、この給与条例第2条の改正が認められますと、6月が100分の85、12月が100分の95、合わせて100分の180となるものでございますけれども、30年度以降につきましては、均等に100分の90ずつ支給しようとするものでございます。

(2)第2項につきましては、再任用職員に関する事項でございますけれども、同様に今回新たに上乗せある100分の5につきまして、6月と12月に均等に配分しようとするものでございます。

続きまして、附則の第2項以降の削除でございますけれども、先ほど若干ご説明申し上げました、国が進める給与制度の総合的な見直しというのは、平成29年度で完了をいたします。それから、平成29年度、いわゆる平成30年3月31日までに行っておりました特例措置、先ほど申し上げましたいわゆる課長相当職に対する給料、期末勤勉手当の1.5%削減措置、こちらが終了となりますので、その関係する規定について削除しようとするものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

附則でございます。

附則。この条例につきましては、公布の日から施行するものといたします。ただし、先ほどご説明申し上げました3条の規定、これにつきましては給与制度の総合的な見直し並びに勤勉手当の6月と12月の支給均等化、こちらの規定につきましては新年度、平成30年4月1日から施行するものでございます。

それから、第1条の規定による改正後の条例の規定、こちらにつきましては給料表の改定でございますけれども、こちらにつきましては平成29年4月1日からの遡及適用とするもの。第2条の規定による改正後の条例の規定、12月分の勤勉手当に100分の10、0.1カ月分を加える規定につきましては、平成29年12月1日から適用しようとするものでございます。

第2条でございますけれども、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された今まで支給された給与につきましては、改正をお認めいただいた場合の条例の規定による給与の内払いとみなすとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

55歳以上の職員のことと、全体的な見直しということなのですが、退職金への影響というのは、国家公務員では減額になってくるといふふうに聞いていたのですが、この町職員に対する影響はどのようなのでしょうか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

退職金への影響でございますけれども、この1.5%の削減措置につきましては、退職されるものは戻っておりました。退職時に。私どもの退職金への影響という部分でございますけれども、そちらにつきましては、私ども退職手当組合というものに加入してございまして、

町の影響ではなく、その組合に加入しているところで条例をつくりまして決めてございますので、その組合の条例によるものとなってございます。

ただし、退職金の支給率が引き下げでは、国も地方も同様に過去も引き下げられていますけれども、この後も多分下がる、引き下げが見込まれているようでございます。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ページ1からページ9の給料表の関係なのですが、改定全体は理解するのですが、号俸によると、例で言いますと1級の号俸が1号から93号まで設定されていまして、1号は1,000円のプラス、93号は600円という形になっているのですが、実際の現実の話として、例えば職員として採用された場合に、多分、1級からスタートをするのではないかと思うのですが、途中で昇格の問題あったりとなっていくので、ずっとこの表は変わっていないような気がするのですが、実際には使われていない号俸が1級だけでなく、2、3、4、5、6の中に相当数あるのかなというちょっと理解をするのですが、実際的には上限まで使われているという理解をしておいていいのか、使われていないのだけれども、つくだけつくってありますよと、そしてとりあえず400円とか600円とか、除いていますというものなのか。あるのであれば實際上、必要であればどこかの時点で整理をするのも必要でないかというふうに思っておりますが、その辺を。昇格の基準も大体あれば、概略お知らせいただきたいと思えます。

もう1点は、先ほども議論になっていました減額支給の関係であります。10ページの。説明の中では55歳を超えた管理職の6級の俸給で、1.5%削減が完了したということも言われたのですが、これだけでいきますと、勤勉手当減額対象額の例えば100分の1.275か、100分の1.245をさらに減額して支給するというふうに解釈してしまうのですが、違うのかどうか。そしてそれから計算をすると、例えば俸給月額が30万円を例にとると、例えば1.275%減額となると、減額した対象額からさらに3,825円とか減額して、勤勉手当を払うのだというふうに理解をしてよろしいのか伺います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまのご指摘に対してご説明を申し上げます。

1点目の給料表の関係でございます。

ご指摘のとおり、私ども国の行政職俸給表の1というもの、こちら本来であれば10級制なのですが、大樹町につきましては1級から6級までを準用している状況でございます。

す。使っていない号俸があるでしょうということですが、ございます。

実は、一般的に正職員に適用されているのは、1級につきましては5号俸から41号俸まで、2級につきましては13号俸から25号俸まで、3級につきましては5号俸から53号俸まで、4級につきましては37号俸から使用をしてございます。

実は、実際使う可能性がないのかと言われますと、厳密に言うと、なくはございません。私ども昇格・昇給、それから初任給の決定につきましては、大樹町職員の初任給・昇給及び昇格に関する規則という、この規則に基づいて運用してございます。一定の成果を上げないと通常普通、次の級に上がらないという形になってございますけれども、もちろんその経験年数をきっちり行いますと、その昇給の基準を満たすという形になってございます。

1級につきましては、先ほど申し上げましたとおり93号俸までであるけれども、半分使わないから整理したらどうだと、2級も同じだと思いますけれども、こちらにつきましては私ども、人事院が示す国の給料表を準用する形ですずっと動いてきてまいりました。万が一、1級の在級年数一応10年、高校卒業後10年と言われてはいますけれども、それが昇給に、昇格に見合える能力を示していないということであれば、11年、12年といってもら場合もあるかもしれません。それは2級、3級も同じでございます。そういった形もありまして、実害がないですけれども、このまま給料の号俸については残していこうかと考えるものでございます。

実際、1級から4級までは、普通の職員については4級までは自動的に昇格していきます。5級、6級につきましては、いわゆる管理職給与でありますので、管理職発令がなされない限り4級でとまると。それから、私どもに準職員という職種がございます。第1種準職員につきましては、この行政職俸給表の1を適用してございますけれども、3級に昇格しないという規定がございますので、一般職の場合は2の25で3級に上がるのですけれども、第1種準職員につきましては、この2級の四つ後ろ、いわゆる25号俸から29号俸という形で昇格してまいりますので、2級の給料表を使うと。ただ、実際に検討してみますと、60歳の定年まで働いても、この号俸のラストまで行くことないというのが事実でございます。

2点目の給与制度の総合的な見直しの関係でございますけれども、給与については1.5%削減するよと、それから期末手当・勤勉手当についても、本来支給される金額からの1.5%マイナスという言い方でございます。ですから、先ほど申し上げましたように、1.275とか1.4何ぼというパーセンテージがあるのですが、それは0.85カ月分の支給に対して1.5%を掛け合わせると1.2になると。今回、12月0.95になりましたので、それに1.5%掛け合わせると1.425かな、そういった数字になるもので、本来受け取るべき給与総額、これは減額前の形でございます。

そのため本則ではなくあくまでも附則で、暫定的な措置として1.5%マイナスでございますので、給料で1.5%マイナスされたもので計算した勤勉手当から1.5%削減するのではなく、例えば30万円のもので1.5%削減されていると、29万5,500円という数字になりますけれども、給料が29万5,500円で勤勉手当、例えば0.85カ月分掛けて、

そこから1.5%落とすよ。ごめんなさい。30万円に0.85掛けて1.5%落とすよと、そういう規定になってございますので、引き下げたところから、なおさら引き下げるということではございません。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議 長

日程第6 議案第2号大樹町長等の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第2号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、さきにお認めいただきましたとおり、一般職員の勤勉手当の支給率が改正され、期末手当と勤勉手当の年間支給率の合計が4.3カ月から4.4カ月分となりました。従前から、特別職の期末手当の年間支給率は一般職員と同じ割合としておりますので、今回、改正をお願いします。

るものであります。

なお、特別職報酬等審議会への諮問ですが、給料の月額を改正する場合はご審議をいただいておりますのが、手当支給率等の増減については、従前からお諮りをしておりませんので、今回についても同様の取り扱いとしております。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第2号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

この条例につきましては、2条立てとなっております。

まず、第1条でございます。

第1条につきましては、後ほど附則で重ねて申し上げますけれども、平成29年度に係る措置でございます。第6条第2項で、従前6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額、12月の100分の222.5につきまして、これを100分の10、0.1カ月分、一般職員の勤勉手当プラス期末手当の引き上げ率と同様100分の10、上乘せいたしましたして100分の232.5とするものでございます。

第2条につきましては、平成30年度からの措置でございます。期末手当、勤勉手当のうち一般職の勤勉手当につきましては、先ほどお認めいただきました改正条例の第3条に記載のとおり、6月、12月、同率で支給をしてございます。つきましては、特別職に係ります期末手当につきましても、引き上げ分を100分の10の引き上げを100分の5ずつ、6月、12月に加えるための措置でございまして、第1条で100分の207.5であった6月支給分を100分の212.5に0.05カ月分、12月に支給する場合には100分の232.5であったものを100分の227.5、こちらは0.05カ月分のマイナスになるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行いたしますけれども、第2条、引き上げ率の均等化に関する規定につきましては、平成30年4月1日の新年度から施行するものでございます。

第1条の規定による改正後の条例の規定、いわゆる期末手当の総支給率の引き上げの部分につきましては、平成29年12月1日から適用するものでございます。端的に申し上げますと、100分の10の引き上げにつきましては、平成29年度は全て12月分に加算と、平成30年度から6月分と12月分に均等に加算するよという規定でございます。

第3項でございすけれども、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす

とするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議 長

日程第7 議案第3号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第3号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、さきにお認めいただきましたとおり、一般職員の勤勉手当と期末手当、特別職の期末手当の年間の合計支給率が改正されました。議会議員の期末手当の支給率につきましては、従前から職員並びに特別職と同じ割合としておりますので、今回改正をお願い

するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

議案第3号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

従前から大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の中で、期末手当の支給分につきましては、大樹町の一般職並びに特別職と支給率を同様としてございました。

ただいま議案の第1号、第2号で一般職、それから特別職の勤勉、期末手当の合計並びに期末手当の支給率の改正をお認めいただきました。これに基づきまして、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例のうち、期末手当に関する部分につきましては、所要の改正を行おうとするものでございます。

本条例につきましても2条立てなっております。

最初の第1条でございますけれども、期末手当の支給率、6月につきましては100分の207.5で変更はございませんけれども、12月に支給する場合には100分の222.5を100分の232.5に、100分の10、0.1カ月分引き上げようとするものでございます。

こちらにつきましては、附則で重ねてご説明申し上げますが、平成29年度の措置ということになってございます。

第2条につきましては、平成30年度からの措置でございますけれども、第4条の期末手当につきましては、先ほど第1条で引き上げました100分の10を、6月と12月に均等に振り分けるものでございます。従前6月に支給する場合には、100分の207.5であったものを100分の212.5に。12月に支給する場合には、第1条の改正がお認めいただいた場合、100分の232.5であったものを100分の227.5に、0.05カ月分引き下げ、6月、12月ともに0.05カ月分、現在よりも引き上げようとするという内容のものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたします。ただし、第2条の規定は、先ほどの説明のとおり平成30年4月1日、新年度からの施行となるものでございます。

第1条の規定によりまして改正後の条例の規定、12月分の期末手当を100分の10引き上げ、100分の232.5にする改正規定でございますが、こちらにつきましては平成29年12月1日から適用するものでございます。

第3項では、報酬の内払いといたしまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内

払いとみなすとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議 長

日程第8 議案第4号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をお願いするもので、先ほどお認めをいただきました大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、本条例の附則の一部を削除する必要が生じたものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第4号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

表をごらんいただきたいと思います。

この表につきましては、附則の部分でございます。

先ほど、大樹町職員の給与等に関する条例の一部改正について、お認めをいただきました。その折に、給与制度の総合的な見直しという文言を使いまして、その見直しが平成29年度をもって終了すると申し上げました。実は、この附則の第3項、削除する部分でございますけれども、こちらその当該条例の附則を引用してございます。給与制度の総合的な見直しの完了に伴いまして、条例本則の、給与条例の附則が削除されましたので、この大樹町職員の育児休業等に関する条例で引用している当該部分、いわゆる3の大樹町職員の給与に関する条例附則第2項の適用を受ける職員、こちらが削除となりましたので、その不要となる部分について合わせて削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成30年4月1日、給与制度の総合的な見直しが終わる29年度いっぱいで行われますので、30年度から施行するものでございます。

以上でございます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第5号

○議 長

日程第9 議案第5号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町一般会計補正予算(第7号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1,380万円の追加補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

議案第5号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第7号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億6,448万2,000円とするものでございます。

最初に資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

なお、財源の内訳につきましては、特定財源があるもののみ説明をいたし、全額を一般財源措置するものにつきましては、省略をさせていただきますのでご了承ください。

最初に、議会費、議会費、議会運営経費、報酬及び職員手当等で28万2,000円の増。総務、経済、広報広聴各常任委員会委員長の改選が月の途中であったため、3委員長の報酬を一月分追加するとともに、先ほどお認めをいただきました大樹町議会議員の議員報酬、費

用弁償等に関する条例の一部改正に伴う期末手当改定差額分の補正でございます。

次に、総務費、一般管理費、特別職給与、職員手当等と共済費で126万7,000円の増。教育長が6月1日付で交代したことに伴いまして、期末手当が一月分重複してございます。この分と、先ほどお認めをいただきました大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正に伴います特別職3名の期末手当の改定差額分の補正でございます。

同じく一般職給与、給料から負担金、補助及び交付金まで106万円の減。先ほど、お認めをいただきました大樹町職員の給与等に関する条例の一部改正に伴います改定の差額分と人事異動に伴います職員給与費の補正でございます。

給料については472万8,000円の減でございます。内訳といたしまして、人事異動に伴います増減が536万5,000円の減。給与改定によりますものが63万7,000円の増でございます。

職員手当等では97万5,000円の増でございます。主な手当の事由別の増減内訳でございますけれども、扶養手当79万8,000円の減は、人事異動等による影響分でございます。期末手当169万5,000円の減は、人事異動の影響分が183万4,000円の減。給与の改定によりまして13万9,000円の増でございます。勤勉手当177万2,000円の増でございますけれども、人事異動の影響による分が127万3,000円の減。給与の改定分で304万5,000円の増でございます。時間外勤務手当につきましては、157万8,000円の増額をお願いするものでございます。時間外勤務手当につきましては、各課ごとに時間数と予算、金額ベースで配分管理しているところでございますが、今年度の特殊事情といたしまして、7月にインターステラテクノロジズ社のロケット打ち上げ支援のため、61人、797時間、85万円分を、9月18日の台風18号対応によりまして、74人、625時間、154万2,000円分を執行したことによりまして、予算の不足が見込まれるものでございます。

今回、災害対応に充当いたしました154万2,000円、それと給与改定に伴います時間外手当の改定差額分3万6,000円を合わせた157万8,000円つきまして、追加をお願いしようとするものでございます。共済費につきましては、市町村共済組合負担金が、今後の執行見込みの推計によりまして286万9,000円の増となるものでございます。

次に、嘱託職員報酬、報酬及び共済費で2万1,000円の減。報酬の増につきましては、公衆浴場管理人の退職に伴います退職金分並びに4月分の給与の一部、それから正職員に準じた報酬の改定差額分の増額でございます。共済費につきましては、公衆浴場管理人の退職に伴います社会保険料等の減額でございます。

次に、庁舎管理費、報酬で2万2,000円の増。1名分でございます。庁舎管理費に計上しております、庁舎清掃員報酬の給与改定に伴います差額分の計上でございます。

次に、総務管理費、共済費及び賃金で236万9,000円の増。共済費24万8,000円の増額でございますが、正職員の配置減に伴いまして、臨時職員1名を任用してございます。これに伴います社会保険料が主な内容でございます。賃金の増額につきましては、給与改

定に伴う影響分といたしまして、事務正賃金が10人で32万3,000円、清掃作業員の賃金が3人で9万9,000円、再任用職員賃金が8人で16万6,000円、それぞれ増となるものでございます。このほかに、正職員の減少に伴いまして、新たに任用しました臨時職員の賃金といたしまして、153万3,000円を追加するものでございます。

次のページお開きください。

財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料で100万円の増。公共施設の除排雪経費の不足見込み額を措置するものでございます。

続きまして、企画費、多目的航空公園管理運営事業、役務費で53万3,000円の増でございます。現在、行っております宇宙交流センターSORAの増築に伴いまして、JAXAから展示物を借用するに当たりまして、相模原市の宇宙科学研究所から貸借物品を運搬するための経費でございます。

次に、電子計算費、電算一般管理経費、委託料で257万7,000円の増。財源といたしまして、国・道支出金が171万7,000円の増、一般財源が86万円の増となるものでございます。社会保障・税番号制度対応のため、障害者福祉、児童手当、介護保険の各システムの改修に要する経費でございまして、国庫補助率が3分の2となつてございます。

次に、民生費、発達支援センター費、発達支援センター運営費、給料から共済費まで17万6,000円の増。給与条例の改正に伴います人件費の補正でございます。

続きまして、商工費、観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費修繕料でございますが、477万4,000円の増でございます。先日の晩成温泉施設の火災に伴います修繕費でございます。

次に、土木費、道路維持費、町道維持管理事業、委託料で2,000万円の増。除雪の出動回数の増加に伴います不足見込み額を措置するものでございます。

次のページ、教育費、小学校の学校管理費でございますが、報酬から共済費まで3万9,000円の増。学校公務員の報酬等につきまして、職員に準じて給与改正が行われますので、それに伴います人件費の補正でございます。

続きまして、学校給食費、給食調理事業128万円の減。同じく給与改正に伴います補正であります。このほかに当初、新規の準職員の採用予定人数2名で予算計上しておりましたが、採用が1名となったことに伴いまして、その対応につきましては臨時職員で行ったところでございます。この差額により、共済費と賃金に不用額が生じたものでございます。

次に、諸支出金、事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、繰出金で229万7,000円の減。介護サービス事業特別会計繰出金、繰出金で1,336万3,000円の減。公共下水道事業特別会計繰出金、繰出金で121万8,000円の減。これらにつきましては、いずれも各会計に繰り出している人件費相当分でございます。人事異動並びに給与改定を反映し、不用額を減額するものでございます。

以上、合計で補正額1,380万円の増。特定財源といたしまして、国・道支出金171万7,000円の増。一般財源が1,208万3,000円の増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の総括をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額63億5,068万2,000円。補正額、1款議会費から13款諸支出金まで1,380万円の増。補正後の歳出合計が63億6,448万2,000円。

続きまして、歳入の1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額63億5,068万2,000円。補正額、14款国庫支出金と19款繰越金で1,380万円の増。補正後の歳入合計が63億6,448万2,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

商工費の先ほどの行政報告の続きですけれども、晩成温泉の維持管理費の477万4,000円の増の関係ですけれども、早期にオープンされたということで、大変感謝申し上げますけれども、それでこれから聞くことは、被害額とか今後の対応について聞きたいと思えます。行政報告では現状を聞きましたので、これから被害額がどれぐらいあって、今後どうするのかというこれから聞きたいのですけれども、今はもう復旧工事が進められているのですけれども、多分、これは平成29年度の維持管理費、当初予算で2,681万円と今回の補正予算の2本立てで工事がなされていると思うのですけれども、補正予算の477万4,000円、先ほどの行政報告では晩成温泉施設の多少なり影響が出たと言うのだけれども、その復旧工事、温泉施設のどの部分までの工事が進められるのかまず1点聞きたいのと、2点目ですけれども、指定管理者が所有している売店の商品だとか無料貸し出しのタオル等の被害とか、そういう被害額はなかったのか、あればどのぐらいの額が生じているのかを聞きたいのと、3点目ですけれども、火災直後から応急措置で21日にオープンしたのですけれども、休館されているのは5日間ということで、その5日間の営業収入はどれぐらいに当たるのか聞きたいのと、先ほどの行政報告にありましたけれども、1月中は指定管理者の申し入れで無料開放するとあるのですけれども、一番気になるのは、税条例で定められている入湯税、入湯税の扱いはどうなっていくのかを、まずその辺を聞きたいのですけれども。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ただいまのご質問にご説明させていただきます。

被害額でございますけれども、晩成温泉の管理人室が焼失したということでの被害がござ

いまして、それから温泉施設のほうも先ほど申し上げました。ちょっと漏れたのはガラスもちょっと割れておりまして、ガラスの交換も含めて、あるいは匂い、あるいは降灰がついた、降灰がしたということで床・壁のクロスを取り替え、あるいは洗浄等々がありました。ガラスは8枚あるうちの7枚が割れて交換をしたということでございます。

瓦れきの撤去等々、あるいは焼け跡の壁の補修等々がございまして477万4,000円という、町側のこれは復旧するものの工事費でございまして、既定予算で現在持っている部分でございまして、燃料費でございましてけれども、同じ需用費で修繕費に充てさせていただきましたので、現在、240万3,372円の残額がございまして、そのうちの内装工事につきましては、先に手をつけさせていただいたということで、193万3,053円の部分について、現在、工事をかかっていると、手をつけさせていただいたということでございます。

また、本日、お認めいただきました外部の工事の部分で284万547円の発注をしたいと考えているところでございまして、合計で477万3,600円となるものでございます。これは当初予算で対応した部分と、これから補正対応する部分ということでございます。

指定管理者の被害につきましては、まず、昨年同時期の休館日ですね、土曜日、平成29年1月18日から21日までの売り上げ、昨年の売り上げでは入浴料が合計366人で、税も含めまして21万5,800円の収入があったというものでございます。同様の収入があったであろうという推測ができるものでございます。このうち税は、小学生が非課税でございまして小学生分を引きますと、3万6,000円の税が含まれているということでございまして、3万6,000円を引きますと、17万9,800円が指定管理者の入るべき収入であったろうという見込みでございます。

また、日曜日、29年の1月22日から1月31日までの昨年の収入でありますけれども、同様に、784人の入館がございまして、37万800円の収入があります。これ税抜きです。税込み44万6,200円でございまして、この期間、合計で1,150人、55万600円、税込みで66万2,000円の収入が見込まれるものでございます。税額としましては、11万1,400円の税額でございまして。税を抜きますと55万600円ということになります。この部分の収入が、例年ですと見込まれる部分であったかなということでございます。ただ、今回、無料措置をしております、昨日も例年の倍近い人数293名の方がおいでになっていますので、この期間、若干もう少し人数が多くなって、税の部分は若干ふえるかなというふうには思いますが、昨年の実績は以上でございます。

このほかに食堂、あるいは売店の売り上げが大体70万3,592円、昨年がありました。この部分は、今回も見込まれますので、人数が増えれば若干もうちょっと、収入があるのかなという推測ができるかと思えます。

1月中の無料の税につきましては以上のようなことで、今、指定管理者からの申し入れは税も込みで、最初、税100円だけいただくかという議論もしたのですが、この際だからPRも含めて、税も負担するから無料でやりたいという申し入れをいただきまして、それを

受けたところでございまして、今、券売機で一人一人無料の券を出していただきまして、ちゃんとカウントはしております、後々、申告をして負担をしていただくという、今、現時点でのルールになってございます。

それから、被害のこれは収入の部分でございますけれども、売店で陳列しておりましたお菓子類、あるいはお酒とか飲み物類でございますけれども、申告を、聞き取りをしたところでございますけれども、約80点、140万円相当というふうに聞いております。

また、管理人室に置いてありました、指定管理者が置いてあった電子レンジ・ポット・テレビ・ビデオ・ソファ・ベッドなど什器類ですね、その他のものもございまして大体120万円ぐらいというふうに要求をしております、それは合計しますと298万8,000円、約300万円ぐらいの被害があったというふうな試算をしております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで入湯税の関係ですけれども、これ条例で定められているので厳しいのですけれども、2年前に台風の影響で水道、基本料金、免税しましたよね。そういうことを考えると、今まで被害額、大方指定管理者で300万円あるということなので、これ町の施設なので、税法を変えるといたら厳しいのですけれども、特例というか、町長の立場で変えられるものなら無料化できる、入湯税も減免できるのであれば減免させていったらどうかと、私は思っているのですけれども、その辺ちょっと町長の考え聞きたいのですけれども。

それと、温泉施設の管理体制の今後の体制について聞くのですけれども、現在、基本指定管理条約の中では宿泊のみのときは、同敷地内に管理人を常駐させるというのが契約の一つだと思うのですけれども、今回の場合は現行でいくと、ボイラー室の火災警報器は、多分、管理責任者でメールで飛ぶようになっているはずなのですよね。ほかの警報器は、施設内でお知らせするというか、警報するだけで、たまたま今回管理人がいたので、それに気づいて119番通報して大惨事にはならなかったのですけれども、今後も管理人を配置するのか、管理人配置するといったら、管理人等の施設を整備しなければならないと、また、機械警備に変えていくのか、その辺についてちょっとお聞きしたいのです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま補正予算の関係で、観光施設費、晩成温泉の火災の関係のご質疑をいただいております。

重ねて、町有財産に被害があったということで、この場でもお詫びを申し上げたいというふうに思っております。ただ、幸い従業員の方に大きな被害が出なかった、人命に怪我等

も含めて大きな被害がなかったというのは、本当に幸いだったなというふうに思っているところでもあります。

今回、今月部分、経営を始めた今月については指定管理者のご意向で、入浴に関する料金は無料にするという対応は、先ほど担当の課長からも説明したとおり、その意を酌んで、そういうことを私ども了解したということでもあります。ただ、入湯税の部分については、それを減免するとなると、やっぱり税だということもあって、いろいろ手続があるというふうにも考えておりますので、1月31日までの期間が終わった段階で、全体の概要等もはっきりしますので、どういう形で町が対応できるか、今回の件についてどういう形で私どもの責任をあらわしていくところも含めて、検討したいなというふうに思っております。

管理体制の関係については、担当のほうから説明を行います。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

今後の管理体制をどうするのかという部分でございますけれども、管理人室、焼失しまして、管理人室については復旧しないということで、指定管理者と私どもで調整がついて話し合いをしております。管理人室がないことによる不都合がないかという部分では、今、宿泊施設のほうに、先ほど議員が言われたように宿泊施設のほうに管理人室がございまして、また、宿泊施設に宿泊している場合は管理人室、あるいは従業員宿舎に誰かいると、全く無人になることはないという約束になってございまして、温泉だけの場合は、そこが誰かいないければならないという決まりにはなってはいないのですが、実際、住み込んで働いている方もいますので、全く無人になることはまずないということではございますけれども、晩成温泉で火災警報器が鳴っている、チップボイラーの場合はメールが入るようになっております。だけれども、今の晩成温泉の火災警報器は、晩成温泉内で火災警報器が鳴るので、万が一夜中に無人の場合は誰も気づかないという事態がないとは言えないことではございまして、その点につきましては、今回の補正予算の中に火災警報の転送システムも含めてございまして、指定管理者3名にメールが同時に発送される仕組みにしております。

仮に宿泊のほう、あるいは従業員宿舎のほうにいる方にもメールが行って、早期に発見できるようにする体制をとっております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでわかりました。それで今後のことなのですけれども、晩成温泉施設、築35年以上経過しているのですけれども、私もこの間18日の日、開店見させていただいたのですけれども、復旧工事の中で火災復旧作業しているのですけれども、一番奥の和室だとか厨房、渡り廊下、浴室等も一生懸命、清掃業者が入って清掃していたのですよね。多分、それは指定管理者が負担されるのかなと、多分、これ補正予算には入っていないのだらうと思うのです

けれども、だと思えます。

そういったことで、先ほど行政報告の中で、今回燃えたストーブも17年以上経過しているということから、そういった施設がほかにもないのか。家電設備もそうですけれども、特に一番気になるのが、35年以上経過していますと電気施設等の老朽化も、この間見た範囲ではちょっと気になったのですけれども、その辺を改めて総点検をして、指定管理者ときちんと対応・協議をお願いしたいのと、また、町長に聞きたいのですけれども、今後の施設の改修はどのように考えているのか、晩成温泉施設ね、その辺を聞きたいと思えます。

2点目ですけれども、今回、晩成温泉ですけれども、他の公共施設、特に気になるのが私が見ている範囲では、行政会館の管理は地域住民にお願いしているのですけれども、大きな施設は消防法で定められて定期的に点検をされているのですけれども、小さな施設は木造ですし、多分、防火査察も春も夏も入っていないので、古いストーブもありますので、その辺も総点検する、一度は点検して査察をする必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺についてお聞きしたいと思えます。

次、3点目ですけれども、先ほど被害額、例えば出ましたけれども、指定管理者が約298万8,000円、おおかた300万円。それと、先ほど話しました清掃の関係を含めると、ひょっとしたら指定管理者も今回は無料開放なのですけれども、ひょっとした今回の我々の補正が認めている477万8,000円に、匹敵するぐらいの指定管理者に被害があるのではないかと思うのですけれども、これから協議していくと、さっき町長も言ったのですけれども、お互いに損得の出ないように、またお互いにバランスのとれた負担額をお願いしたいと思えます。

最後に、いろいろ今回の町民の間で無料開放の一つにしても、いろいろな思いで話が飛び交っているので、明日、区長会議等もありますので、町のほうからきちんとした説明をお願いしたいと思えます。

以上、4点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま4点のご質疑をいただきました。

晩成温泉については、議員もご指摘のとおり、非常に老朽化している施設であるということですので、これから晩成温泉のあり方については、町民の皆様、または議会の皆様とともに、どういう方向で考えていくべきかというのは、ご議論が必要かなというふうに思っておりますし、今後のそういう形で晩成温泉のあり方、重要な観光資源であるというのは、町の共通した認識でもあると思えますので、方向については検討していきたいなというふうに考えているところでもあります。

先日の公共施設での火災を受けて、私ども管理職の会議があるのですが、緊急に16日の朝に開催をしました。晩成温泉の火災のそれまでの経過等も説明をした上で、全ての公共施

設のあり方については、もう一度見直すようにというところを指示してあります。

先ほど、ご指摘のとおり、行政会館等も含めて、行政区の皆さんに管理をお願いしている施設ではありますが、公共施設でもあるということもありますので、全ての公共施設に対して安心・安全な対応をとれるかどうか、または防火・防災の対応になっているかどうかも含めて、原課を通じて確認の作業を進めているところでもあります。

先ほど、担当の課長からの説明でもありましたが、指定管理をお願いしている指定管理者のほうでも住宅の備品等も含めて、多大な被害があるということは承知をしているところでもあります。今回の公共施設の火災を受けて、その負担の割合については今後協議をしてまいりたいなというふうに思っておりますが、それぞれの分野でご負担をしていただくものは、当然、あろうかなというふうに思っておりますので、今回、私どものほうでは施設に関する修繕費の予算を計上させていただいたところでもありますので、今後、協議をしていく中で、それぞれが負担すべきものについてはそれぞれが負担をしていくというような考え方をベースに、負担の関係については進めていければなというふうに思っております。

住民の皆様に対する説明という部分では、明日、区長会議がありますので、その場で私どものほうから今の経過、そして今後の方向等については、しっかりと説明をさせていただきたいと考えております。今回のことにかかわらず、町のいろいろな施策、または事務事業についてもしっかりと、住民の皆様にご説明をしていくというのは当然のことです。その部分については町民・住民の皆様にあらぬ不安や疑念を持たれないような、そういう対応については意を注いでやっていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

3ページのちょっと理解ができないので、一般職給与ということで給料472万8,000円の減額で、共済費が268万9,000円の増となっているのですけれども、一般的に給与費と共済費というのは連動するものかなと単純に、済みません、私のとり頭ではそのようにあれなのですが、特別、遺産でもあればそれはそれで仕方がないことなのですから、ちょっとここら辺が自分の中では理解できないものですから、その中身を教えていただきたいと思っております。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

一般職給与の中での給料と共済費の関係でございます。

ご指摘のとおり、給料につきましては、職員の減もありまして472万8,000円のマイナスとなっております。共済費につきましては、当初予算編成で指示されなかった共済負担率の若干の引き上げもあるのですが、一番大きなものは共済費の負担金率を掛け合わせ

るのに用いる基礎数値なのですが、従前、私ども基本給並びに手当を使っていたのですが、一般的な社会保険料と同様、標準報酬月額制度が導入されてございます。ですから、例えば過去3カ月で11万200円の給料があったよというのと、そのランクが11万5,000円とか12万円のところに入ってしまうと、総体的にそういう確率が高く、共済費の不足が発生するものでございます。一番大きな部分につきましては、標準報酬月額制度の導入によりまして、負担金の基礎ベースが上がってしまったというのが最大の理由でございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ページ11と13の除雪の関係なのですけれども、今後を見通してということで説明あったのですが、キッチリの100万円と2,000万円と、わかりやすい数字になっているのですが、これは春までのというか、年度内の気象条件等を精査したら、たまたまびったり100万円と2,000万円になったということなのか、とりあえずは今年多いから、この程度はまず補正をさせていただきたいと。もし大雪がこれから降れば、その時点でというそういうふうなのか、説明によるとこれを微増しましたよということですから、何となくどんぴしゃになる数字というのは、これ雑にやっていないかなという気がするのですけれども、その辺の考えを聞きたいです。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ある意味、ご指摘は合っております。大ざっぱでございます。除雪につきましては、12月ご記憶のとおり4回程度というような、過去、今までなかったような形での除雪が出てございます。私ども除雪の委託をお願いしてございますけれども、予算のないところで委託をお願いすることになりませんので、予算的な裏づけが必要となります。

とりあえず今後どれくらい降るかというのは、全くわかりませんので、少なくとも2月いっぱい間違いなく負担できる額という形で、この金額を弾かせていただきました。ですから、1回出てどれくらいやってという細かい積算ではなく、例年並みに2月も降られると、これくらい不足するのだらうと、そういうの見込んで100万円と2,000万円という数字を積み上げてございます。

想定以上に降ったらどうするのだと、3月分どうするのだというお話になるかと思いますが、3月になりますと定例会もございまして、最悪の場合は予備費等を充当しながら、住民生活に不便のないような除排雪体制を進めていくというのが考え方でございまして、とりあえず今回補正に上げさせていただいたのは、そういう理由で結構、井はございましてけれども、少なくとも2月分は何とかできるぐらいのレベルという形で計上させていただいたもの

でございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、大体大ざっぱということだったので、降雪状況によっては、いろいろな形の追加支出があるという理解をしておきたいというふうに思います。

もう1点、別なページ13の10款教育費の関係なのですが、説明の中で調理員を2名募集して1名しか採用できなくて、1名は臨時職員という対応ということでもって臨時職員の賃金が87万円だったかな、そういう形で今年度はしのぐということなのですが、これは1名不足している部分については、現状の考えとして新年度、新規採用を考えているということに理解をしてよろしいですか。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

準職員の採用が、予定どおり2名できなかったということでの今回補正でございますけれども、新年度については現在まだ募集していない状況で、新年度予算については準職員、現状と同じ形で臨時職員を補いながらという考えで、現在のところ予算策定中でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっとそれ、考え方違うのかなという気がするのですよ。というのは、説明あったときに2名採用したいという考えがあったということで、1名しか採用できなかったら、その場しのぎとして1名は臨時職員ということでは理解するのですが、なれば新年度に向けては採用できるかどうかは別にしても、1名の採用という方向でいきたいという考え方を持つべきでないかと思うのです。臨時でいくということになれば、初めから1名だけで臨時でよかったのではないかということになるから、その辺ちょっと、教育長、違いますか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

手順としては、菅議員の言うとおりでと思います。ただ、採用に当たっては給食センター、チームプレーでやっておりますので、そのあたり深い事情がありますので、お察してください。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それ言われたら、わからないわけではないのですけれども、気持ちはわからないわけではありません。ただ、臨時職員の人が馴染んでいて使ってもらったら、そこは対応したいというのはわからないわけではないので、そうやって言われると何とも言いにくいのですけれども、採用の考え方としては、そうあるべきということだと理解しますので、そこはおさめておきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議 長

日程第10 議案第6号平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第6号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回の補正は、歳入歳出それぞれ229万7,000円の減額補正であります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜り

ますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第6号平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ229万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億3,754万1,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額66万7,000円の減。これは給与改定及び人事異動による人件費の補正に伴うものでございます。

3款地域支援事業費1項地域支援事業費1目地域支援事業費163万円の減。これも同じく給与改定及び人事異動による人件費の補正に伴うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額229万7,000円の減となります。これも給与改定及び人事異動による人件費の補正に伴うものでございます。

次に、総括の歳出、5ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費から3地域支援事業費まで、歳出合計、補正前の額7億3,983万8,000円。補正額229万7,000円の減。計7億3,754万1,000円でございます。

次に、4ページの歳入です。

6款繰入金、歳入合計、補正前の額7億3,983万8,000円。補正額229万7,000円の減。計7億3,754万1,000円となります。

以上で、説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議 長

日程第11 議案第7号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第7号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,336万3,000円の減額補正であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

それでは、議案第7号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,336万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億9,757万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款、1項ともに居宅介護サービス事業費1目通所介護費、補正額8,000円の増。こ

れは、給与改定による職員人件費の補正となっております。

次に、2款介護老人福祉施設事業費1項介護老人福祉施設事業費1目介護老人福祉施設費、補正額1,337万1,000円の減。2節給料並びに3節職員手当等では、昨年4月にデイサービスに1名職員が異動したこと、給与改定に伴う減額が主な理由となっております。7節賃金の減につきましては、介護職員と調理員の準職員の2名の退職に伴う減額が主な理由となっております。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開き願います。

歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額1,336万3,000円の減。

次に、総括5ページ、歳出をお開きください。

歳出。

1款居宅介護サービス事業と2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額4億1,093万8,000円。補正額1,336万3,000円の減。計3億9,757万5,000円となります。

次に、4ページ、歳入をご覧ください。

歳入。

3款繰入金、歳入合計、補正前の額4億1,093万8,000円。補正額1,336万3,000円の減。計3億9,757万5,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議 長

日程第12 議案第8号平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第8号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回の補正は、歳入歳出それぞれ121万8,000円の減額補正であります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案第8号平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ121万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億687万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

3、歳出。

2款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費、補正額121万8,000円の減。これにつきましては、2節給料から4節共済費まで、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正の差額分と、人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、補正額121万8,000円の減。

次に5ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の額3億809万2,000円。補正額、2款事業費で121万8,000円の減。補正後の歳出合計3億687万4,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

総括の歳入で歳入合計、補正前の額3億809万2,000円。補正額、4款繰入金で121万8,000円の減。補正後の歳入合計、3億687万4,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議 長

日程第13 議案第9号平成29年度大樹町水道事業会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第9号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町水道事業会計補正予算(第3号)をお願いするので、収益的収入及び支出の部では、過年度分損益勘定留保資金を1億1,099万6,00

0円に改め、営業費用を45万6,000円増額。

資本的収入及び支出の部では、過年度分損益勘定留保資金を2億7,561万9,000円に改め、建設改良費を431万9,000円減額。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費については、386万3,000円を減額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案第9号平成29年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、平成29年度大樹町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金を1億1,099万6,000円に改めることとし、補正額は、収益的支出を45万6,000円増額するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金を2億7,561万9,000円に改めることとし、補正額は、資本的支出を431万9,000円減額するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を386万3,000円減額し、3,193万9,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用1項営業費用3目総係費45万6,000円の増。ここでは給料から負担金まで、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う差額分の補正でございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金45万6,000円の増。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産取得費、補正予算額431万9,000円の減。ここでは給料から負担金まで、給与条例の一部改正に伴う増額と、当初予算では技術職員の年度内採用を見込み、職員給与費を1名分計上し、募集案内を3回ほど行いましたけれ

ども、いずれも応募がなく採用に至らなかったため、1名分の人件費を減額するものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金431万9,000円の減。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号平成29年度大樹町水道事業会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成30年第1回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 0時04分